

事業評価における見直し事業一覧(平成27年度)

見直し区分(予定を含む)

拡大：主に事業費の拡大を伴うもの

縮小：主に事業費の縮小を伴うもの

廃止・終了：事業の廃止終了(統合を含む)を伴うもの

改善：上記以外の見直しを伴うもの

No.	事業名称	事業の取組方針	見直し(予定)
1	行政評価システムの推進	総合計画に掲げる長期的な目標の達成度を包括的・体系的に評価し、総合計画の進捗状況を的確に把握するため、「施策指標の達成度」、「市民満足度の推移」、「主要な構成事業の進捗状況」の3つの視点で総合評価を行っているところであり、市民満足度をより正確に把握し、評価の制度をさらに上げるため、平成27年度には市民意識調査票の設問を市民がわかりやすくなるよう見直しを行い、評価結果の精度向上を図る。 また、平成28年度に実施予定の総合計画の総括評価に向け、政策評価の制度設計を行う。	改善
2	生活バス路線の維持	引き続き、市民の足の確保を図るため国・県と協調し生活バス路線に対する補助を行う。また、目標とする公共交通ネットワークの構築やサービス水準等の実現を図るため、平成25年度に見直した市単独補助制度の効果検証を行うとともに、効果的効率的な支援のあり方を検討する。	改善
3	地上デジタル放送受信対策事業	市内の難視地区については、衛星放送による暫定的な難視対策によりテレビの視聴が確保されているが、難視対策未完了地区が一部あることや暫定的な難視対策が平成27年3月で終了することから、国・関係機関と連携を図り、高性能等アンテナを中心とした恒久的な難視対策の着実な実施を支援する。	廃止・終了
4	前納奨励事業	平成27年度から事業を廃止	廃止・終了
5	河内ふるさと産業まつり交付金	「協働の地域づくり支援事業補助金」において実施	廃止・終了
6	協働の地域づくり補助金	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から、事務局体制の強化を図るための支援メニューを追加したところであり、今後も、各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、補助金の活用や事業展開のアドバイス、地域間のコーディネートなどを支援していく。 地域のまちづくりが、より計画的、効果的に推進できるよう、「地域まちづくり計画」の策定の支援を行うとともに、地域が活用しやすい補助制度の検討を進める。 平成27年度から地域の主体的活動の活性化に係る予算を拡充する。 	拡大
7	コミュニティ助成事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> (財)自治総合センターの助成制度を有効に活用し、まちづくり活動に必要となる設備・備品購入を、地域コミュニティセンターの改築時期等に併せながら計画的に進めていく。 平成27年度から、自治会集会所の建設に係る補助の活用により、予算を拡充する。 	拡大
8	自治会や地域まちづくり組織の支援	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から自治会活性化の取組に係る補助を創設したところであり、平成27年度から、さらなる活性化を図るため、予算を拡充する。 市民が主役のまちづくりを推進するため、引き続き地域の絆づくりの上で不可欠な存在である自治会活動を表彰する。 地域まちづくり計画の策定促進を図るため、研修会を開催するなど支援を引き続き行っていく。 	拡大

No.	事業名称	事業の取組方針	見直し(予定)
9	交通安全母の会補助金	地域での交通安全活動や新入学児童への交通安全パンフレット配布など、交通安全啓発活動を計画通りに実施することができた。ただし、連合会への加入地区数が減少していることから、市域全体としての活動が困難なことや、別に類似目的の団体があることから、補助事業としては平成28年度を目途に廃止の検討を進める。	縮小
10	結婚活動支援事業	自己啓発セミナーについては、結婚を希望する独身男女を対象に、課題やニーズを踏まえて実施回数を拡充する。また、結婚に対する意識の希薄化への対応に向け、これから社会に出る学生を対象に、ライフデザイン形成支援セミナーを新たに実施し、早い時期からの結婚観・家族観の意識醸成を図る。	拡大
11	学習支援事業	生活保護世帯に加え生活困窮世帯の中학생に対し、個々の学力に応じた学習指導等を行い、学習習慣や学習意欲の向上を図ることにより、高等学校への進学を促進する。	拡大
12	高齢者等地域活動支援ポイント事業	高齢者が充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍できるよう、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりの促進に向け、平成26年10月からポイント付与について先行実施したところであり、平成27年度から、介護保険事業としてポイント交換も含め、事業を本格実施していく。	拡大
13	長寿祝記念品贈呈事業	社会状況の変化や高齢者のニーズを踏まえ、必要なサービスが提供できるよう、事業内容の見直しを検討していく。	改善
14	一次予防事業	介護予防の必要性を広く普及・啓発を図っていくとともに、高齢者の状態に応じた各種事業を行っていく。また、地域で自主的かつ継続した介護予防に取り組めるよう、地域包括支援センターと連携し、地域介護予防活動支援事業に取り組むとともに、平成27年度からは、事業終了後の自主グループ活動の把握・支援を行っていく。 併せて、平成29年度からの「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に向けた各種事業の検討を進めていく。	拡大
15	日常生活用具給付貸与事業	社会状況の変化や高齢者のニーズを踏まえ、必要なサービスが提供できるよう、事業内容の見直しを検討していく。	改善
16	老人福祉電話の設置	日常生活用具の給付貸与事業における類似事業との整理・統合を進めながら、適切に事業を実施していく。	縮小
17	訪問介護員養成研修の実施	新たに創設された「地域医療介護総合確保基金」を活用し、都道府県が、平成27年度より介護従事者の確保に資する事業を実施することに伴う事業廃止	廃止・終了
18	地域自立支援協議会運営	障がい者自立支援協議会の全体会・各部会を定期的に開催し、地域の関係機関等によるネットワークの構築と、地域支援体制に係る課題の共有と改善を図っていく。 また、今年度より「地域生活支援拠点等を1か所整備」の実現に向け、自立支援協議会に部会を設置し、検討を進めていく。	拡大
19	乳幼児発達健診事業	乳幼児の健やかな発達を支援するため発達に遅れのある児等に対して専門医師及び臨床心理士による診察・検査等を行ってきたが、迅速性や利便性向上の観点から効果的な事業とするため「障がい児診療検査事業」及び「子ども発達相談室」のそれぞれの事業の充実を図り、それらに統合したため平成26年度末をもって終了とした。	廃止・終了
20	特定健康診査等事業	被保険者の健康の保持増進と中長期的な医療費の適正化を図るため、身近な地域における健診機会の拡充や、「健診PR応援事業」のほか、「健診サポート事業」による訪問保健指導の実施などの各種事業を展開しているが、特定健康診査・特定保健指導ともに、受診率は目標値を達成できない状況にあることから、今後は、利便性の高い健診予約システムの構築など、受診しやすい環境整備や、ヘモグロビンA1c検査の必須化により健診項目の充実を図るほか、「健診サポート事業」の指導対象範囲の拡大等により、引き続き受診率の向上を図っていく。	拡大

No.	事業名称	事業の取組方針	見直し(予定)
21	ヘルスプランうつつのみや事業	被保険者の健康の保持増進及び疾病の早期回復を目指すため、特定健康診査の結果において、医療機関の受診を必要とするにも関わらず未受診となっている者に対し、文書や電話、訪問等により受診勧奨のための保健指導を実施した結果、約2割を受診につなげることができた。今後は糖尿病リスクの判定精度をより高めるため、特定健康診査の血糖検査にヘモグロビンA1c検査を必須化するとともに保健指導の強化を図っていく。	拡大
22	賦課徴収事業	国民健康保険税の収納率向上を図り、国民健康保険制度を安定的に運営するため、引き続き宇都宮市国保経営改革プラン及び国保アクションプランに基づき、二重資格の解消など資格の適正化や、現年度分の収納対策の強化、納付資力のある滞納者への滞納処分強化に取り組むとともに、ペイジー納付の本格導入やコンビニエンスストアでの納付利用の拡大などの納税環境の整備・向上に取り組んでいく。	拡大
23	協力病院等運営費補助金	入院治療を必要とする傷病者が、いつでも安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療の運営に要する経費の一部を補助していく。また、今後、二次救急医療体制が円滑に稼働するよう、より効果的な支援のあり方について検討していく。	改善
24	協力病院等設備整備費補助金	入院治療を必要とする傷病者が、いつでも安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療に必要な設備整備に要する経費の一部を補助していく。また、今後、二次救急医療体制が円滑に稼働するよう、より効果的な支援のあり方について検討していく。	改善
25	後期高齢者健康診査事業	糖尿病や腎臓病等の生活習慣病の発症予防や重症予防を図るためには、健診から、医療につなげることが重要であることから、引き続き、特定健康診査で実施しているクリアチニン検査を、後期高齢者健康診査にも実施し、腎機能低下者への受診勧奨を行っていく。 また、本市の肺炎による死亡者数の9割が75歳以上の高齢者であることを踏まえ、口腔機能低下や誤嚥性肺炎の予防につなげるため、平成27年度から新たに前年度75歳の後期高齢者に対し、歯科健診を導入していく。	拡大
26	がん検診	様々な機会を通し、検診の重要性について市民にわかりやすく効果的な周知啓発に努めているところであるが、「第2次健康うつつのみや21」や「がん対策推進基本計画」の目標値には乖離していることから、市民の身近な会場での集団健診の日程拡大や働く世代や子育て世代が受診しやすいよう早朝健診や託児付き検診を継続して実施するとともに、新規受診者の拡大のため、健康づくり推進員や企業との連携による健診PR応援事業を継続して実施していく。 また、集団健診の予約受付について、インターネットによる24時間受付や、専用ダイヤルによるコールセンターの設置により市民のライフスタイルに応じた利便性の高い予約受付体制を平成27年度に整備していく。	改善
27	難病患者支援事業	平成27年1月「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴う対象疾患数の拡大等に的確に対応するため、医療生活相談会については、これまでの疾患別から疾患群ごとに見直し、実施回数の拡充を図っていく。 また、国から保健所中心に地域全体で難病患者を支援する必要性が示されたことから、難病対策地域協議会の設置に向け、検討を行うとともに、難病支援を行う専門保健師の育成や難病対策に携わる地区の保健師等の資質の向上を図っていく。	拡大
28	こども医療費助成	すべての子育て家庭が安心して子育てを行えるよう、子どもの病気の早期発見及び早期治療を促し、引き続き、健康増進の推進と経済的負担の軽減を図る。また、助成対象年齢の拡大については、平成27年10月に「地方版総合戦略」を策定する中で検討し、平成28年度中の実施に向け取り組んでいく。	拡大

No.	事業名称	事業の取組方針	見直し(予定)
29	母子家庭等援護費支給(扶助費)	ひとり親家庭を取り巻く環境やニーズ等を踏まえ、ひとり親家庭の就労による自立を支援するため、平成27年度は、「ひとり親家庭支援手当」の創設や就労・子育て支援の新規・拡充事業を実施する。これに伴い、「遺児手当」、「児童福祉手当」、「母子家庭等児童入学祝金」、「母子家庭等援護費」は、平成27年9月をもって終了とする。	廃止・終了
30	母子家庭等への入学祝金の支給(扶助費)	ひとり親家庭を取り巻く環境やニーズ等を踏まえ、ひとり親家庭の就労による自立を支援するため、平成27年度は、「ひとり親家庭支援手当」の創設や就労・子育て支援の新規・拡充事業を実施する。これに伴い、「遺児手当」、「児童福祉手当」、「母子家庭等児童入学祝金」、「母子家庭等援護費」は、平成27年9月をもって終了とする。	廃止・終了
31	遺児手当(扶助費)	ひとり親家庭を取り巻く環境やニーズ等を踏まえ、ひとり親家庭の就労による自立を支援するため、平成27年度は、「ひとり親家庭支援手当」の創設や就労・子育て支援の新規・拡充事業を実施する。これに伴い、「遺児手当」、「児童福祉手当」、「母子家庭等児童入学祝金」、「母子家庭等援護費」は、平成27年9月をもって終了とする。	廃止・終了
32	児童福祉手当(扶助費)	ひとり親家庭を取り巻く環境やニーズ等を踏まえ、ひとり親家庭の就労による自立を支援するため、平成27年度は、「ひとり親家庭支援手当」の創設や就労・子育て支援の新規・拡充事業を実施する。これに伴い、「遺児手当」、「児童福祉手当」、「母子家庭等児童入学祝金」、「母子家庭等援護費」は、平成27年9月をもって終了とする。	廃止・終了
33	母子家庭等自立支援給付費補助金	経済的に自立できることがひとり親本人や子どもの成長にとって重要なものとなっていることから、より多くのひとり親が、安定した就労につながる資格や就労に有効なスキルを習得できるよう、就労支援策の強化として、平成27年度は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象資格の拡大や自立支援教育訓練給付金の助成率の拡大(20%→50%)を実施する。	拡大
34	企業との連携による就労支援事業	経済的に自立できることがひとり親本人や子どもの成長にとって重要なものとなっていることから、より多くのひとり親が、安心して就職・転職活動を行い、自立できるよう、就労支援策の強化として、平成27年度は、委託企業による就労支援事業において、研修内容の充実や利用時間の拡大、無料託児などを実施する。	拡大
35	家庭的保育事業(保育ママ制度)	市の条例に基づき進めてきた事業が、「子ども・子育て支援新制度」において、地域型給付施設として法定事業となるため、保育の質を確保できるよう、新制度への円滑な移行を支援する。	改善
36	特定保育促進事業補助金	これまでと同様のサービス水準を確保した上で、従来の補助事業から「子ども・子育て支援新制度」における給付の仕組みに移行することに伴い、平成26年度をもって廃止した。	廃止・終了
37	休日保育事業費補助金	これまでと同様のサービス水準を確保した上で、従来の補助事業から「子ども・子育て支援新制度」における給付の仕組みに移行することに伴い、平成26年度をもって廃止した。	廃止・終了
38	夜間保育事業費補助金	これまでと同様のサービス水準を確保した上で、従来の補助事業から「子ども・子育て支援新制度」における給付の仕組みに移行することに伴い、平成26年度をもって廃止した。	廃止・終了
39	調理員増員費補助金	食物アレルギー疾患を持つ児童の増加に適切に対応するため、これまでの給食調理の人員はもとより、配膳や食事介添えの人員にも対応した「アレルギー対応給食提供事業」を新たに実施することに伴い、平成26年度をもって廃止した。	廃止・終了
40	嘱託医委嘱費補助金	これまでと同様のサービス水準を確保した上で、従来の補助事業から「子ども・子育て支援新制度」における給付の仕組みに移行することに伴い、平成26年度をもって廃止した。	廃止・終了

No.	事業名称	事業の取組方針	見直し(予定)
41	保育士等处遇改善臨時特例事業費補助金	これまでと同様のサービス水準を確保した上で、従来の補助事業から「子ども・子育て支援新制度」における給付の仕組みに移行することに伴い、平成26年度をもって廃止した。	廃止・終了
42	乳幼児発達健診事業	乳幼児の健やかな発達を支援するため発達に遅れのある児等に対して専門医師及び臨床心理士による診察・検査等を行ってきたが、迅速性や利便性向上の観点からより効果的な事業とするため、「障がい児診療検査事業」及び「子ども発達相談室」の充実を図り、それらに統合したため平成26年度末をもって終了とした。	廃止・終了
43	再生可能エネルギーの利活用の推進 (住宅用太陽光発電システム設置費補助金)	太陽光発電は、主要な地産地消エネルギー源として更なる導入促進が必要であることから、家庭での導入拡大を図るため、平成27年度は、引き続き住宅用太陽光発電システム設置費補助予定件数を維持するとともに、「高効率給湯器設置補助」の見直しと併せ、家庭全体におけるエネルギーマネジメント促進に向けた新たな支援制度を検討する。	改善
44	省エネルギー機器の導入推進 (住宅用高効率給湯器設置費補助金)	家庭の省エネルギー化を継続して推進する必要があるが、「住宅用高効率給湯器」については、技術革新に伴う価格低下などにより広く普及してきたことから、「高効率給湯器設置補助」及び「太陽光発電システム設置補助」を含め、家庭全体におけるエネルギーマネジメント促進に向けた新たな支援制度を検討する。	改善
45	大気汚染常時監視システム	大気に係る環境基準の達成状況を把握するとともに、大気汚染常時監視結果について逐次公表していく。 平成27年度は「宇都宮市大気汚染常時監視システム」のリース期間が満了することから、コスト削減、セキュリティ強化等が図れる新たなシステムを構築し、運用を開始する。	改善
46	3R周知啓発推進事業	平成23年度に策定した「一般廃棄物処理基本計画」における減量目標を達成するため、3R行動の定着に向けて、あらゆる機会や場、媒体を活用し、市民に対する発生抑制・資源化の取組の一体的かつ効果的な周知啓発を図っていく。 平成27年度は、スマートフォンのアプリケーションを作成することにより、これまでの周知方法でカバーされない世帯や大学生等の若年層を始めとしたより多くの市民が、ごみ分別に関する情報をいつでもどこでも簡単に取得することが可能となり、より一層の分別協力度並びに分別精度の向上を目指していく。	改善
47	ごみ処理施設周辺整備事業(エコパーク板戸)	施設周辺の生活環境の向上及び地域振興に寄与するため、事業計画に基づき、計画的に実施していく。 なお、事業計画に基づき、平成27年度事業の完了をもって事業が終了する。	廃止・終了
48	地域産業情報化推進事業	市民や観光客の利便性向上、本市のイメージアップ、中心市街地の回遊性向上を目的に、来街者に対して本市の地域資源情報を発信するシステムの利活用を促進するとともに、より効果的な運用を図るため運営主体を民間に移管したことから、本事業は終了とする。	廃止・終了
49	販路開拓支援事業補助金	これまでは、国内・海外の区別を設けていなかったが、ジェトロ 栃木貿易情報センターが開設されることに伴い、市内企業の海外展開への機運の高まりが想定されることから、海外枠を設定し、新たに渡航費などを補助対象にするなど、企業の販路拡大を推進していく。	拡大
50	起業チャレンジャー発掘事業	起業家の発掘・創出・育成、並びに市外からの起業家の誘致を目的として、ビジネスプランコンテストを開催し、プランの作成からブラッシュアップ、表彰までの支援を行っている。今後は栃木県がビジネスプランコンテストを開催することから、事業は終了とし、起業家支援ネットワーク会議と連携しながら、市内起業家のコンテストへの参加を誘導・支援していく。	廃止・終了

No.	事業名称	事業の取組方針	見直し(予定)
51	大谷特性活用支援事業	大谷地域の地場産業である大谷石産業の活性化を図るため、大谷石材協同組合との連携を図りながら、実践型インターンシップ等、若者の力の活用を促進させ、新たな需要の開拓、更には、新商品・新製品の開発に向けた恒常的な取り組みの定着化に繋げる支援を行う。	改善
52	大谷地域資源活用事業	大谷地域の貴重な地域資源である大谷石採取場跡地の利活用の具体化を促進させ、新たな事業と雇用の創出による地域振興を図るため、産学官連携のもと、採取場跡地内に賦存している冷熱エネルギーの新たな利用価値を抽出するとともに、事業化の可能性が高い活用方策や必要となる条件等の整理を行う。	改善
53	共同職業訓練事業補助金	本制度は、本市ものづくり産業の振興のため、訓練校の運営に対して必要な支援を行うものであり、27年度は、新たに実施する市の伝統工芸の技術習得事業や講師の待遇改善のため、補助額の適正化を図り、より一層質の高い訓練の実施に向け支援していく。	改善
54	立地企業等雇用奨励金	本制度は、新規立地や設備投資時に新たな雇用が生まれることを想定して設立したものであったが、実態として、設備投資に伴う雇用の動きがみられなかったことから、26年度末で廃止とする。	廃止・終了
55	資格取得講座の実施	より一層、就労促進や非正規労働者から正規労働者へのステップアップを図るため、雇用情勢や求人企業等のニーズを踏まえた講座メニューの選定を行いながら、実施する。27年度は、夜のコースのみであったMOS(エクセル)を昼・夜の2コースで実施する。	改善
56	中心商業地出店等促進事業補助金	空き店舗への出店時の経費を支援することにより、中心商業地の活性化に寄与していることから、引き続き支援していく。なお、家賃補助分については平成26年度末で廃止とする。	改善
57	商業共同施設設置費維持管理費補助金	商店街が行う街路灯、アーケード、監視カメラなど共同施設の設置・維持管理に対し支援することが、商店街のイメージアップにつながり商業の振興に寄与するものであることから支援を実施してきたが、商業振興を目的としたソフト事業に統合することで効率的な事業執行を行う。	廃止・終了
58	魅力ある商店街等支援事業補助金	市内全域の商店街等が行う販売促進事業やベンチの設置、ファサード整備などを支援することにより、商業振興に寄与するものであることから、引き続き、取組を支援していく。目的を同じくするハード事業と統合する。	拡大
59	ガンバルまちなか活性化支援事業補助金	中心商店街の環境変化への対応及び活性化を図るため、商店街自らが実施する空き店舗を活用したコミュニティ事業などについて家賃の一部補助を支援する。平成27年度より店舗の改修費用の一部補助制度を導入する。	拡大
60	観光セールス強化事業	本市へのさらなる誘客促進を図るため、函館市をはじめとするPR活動箇所の拡大や、メディアを活用した戦略的な情報発信を行うとともに、効果的なキャンペーン・キャラバンを実施するなど、観光セールス事業を積極的に展開する。また、インバウンド事業拡充のため、台湾へのセールスプロモーションを図る。	拡大
61	とちぎ熱気球選手権活用事業(補助金)	とちぎ熱気球選手権実行委員会に補助金を交付することで、イベントが円滑に開催されることを通じて、本市の知名度向上と観光振興を図る。なお、当該事業は平成26年度で終了	廃止・終了
62	米粉利用促進事業	・市民が米粉にふれるきっかけをつくり、手軽に米粉が利用できるよう、「米の製粉機」を設置するとともに、米粉普及事業を実施しているところであるが、事業開始から5年が経過し、導入時に比べ米粉の消費や認知度は上がり、一般のスーパー等でも米粉の入手は容易となったことから、製粉機については平成26年10月末で廃止した。 ・米粉を含めた米の消費拡大については、引き続き様々な機会を捉え、普及啓発を図っていく。	廃止・終了

No.	事業名称	事業の取組方針	見直し(予定)
63	宇都宮「食の街道」づくり推進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 観光や歴史・文化など様々な地域資源を組み合わせた「食の街道」を活用し、シティセールスによる情報発信や地産地消、農工商連携を推進することにより、都市ブランドの向上を図る。 県内10の街道で構成する「とちぎ食の回廊」との連携を図りつつ、参加するイベント等を厳選し、県振興事務所と連携して推進する体制にしていく。 平成27年度から事務局を県に移管し、補助金は廃止する。 	廃止・終了
64	違法駐車防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通法改正、違法駐車防止啓発業務の効果や民間事業者によるコインパーキングが中心市街地各所に多数設置されたことなどから、違法駐車は減少し、平成6年度に700台程度であったが、平成23年度以降20台程度で推移している。 今後は、対策の主体となる警察など関係機関と連携した道路通行空間の確保に努めていくこととし、本事業を廃止・終了する。 	廃止・終了
65	若年夫婦世帯家賃補助事業	<p>中心市街地の賑わい回復(若年層の人口回復や中心市街地人口の下げ止まり等)に一定の効果をあげている。今後、一層の都心居住促進を図るため、平成26年度より、対象世帯を拡充し、補助金額・期間を見直すとともに、住宅取得補助制度を新たに創設するなど、都心居住推進策の総合的な展開に取り組んでいく。</p>	改善
66	住宅改修補助	<p>住み慣れた住宅の性能・機能を向上させることによる、良質な住宅ストックの形成に向け、引き続き事業に取り組む。</p> <p>また、空き家の利活用促進を図るため、平成26年度より、今後居住予定の空き家住宅も補助対象住宅に拡充し、更なる制度利用促進を図る。</p>	改善
67	平松本町第三土地区画整理事業	<p>本事業は、安全・安心で快適なゆとりある居住環境を整備し地域特性を生かした魅力ある拠点の形成を図るため、本地区に合致した地籍整備型土地区画整理事業を進めてきたが、すべての工事が完了し平成27年3月に換地処分のお知らせとなった。今後は、清算事務の手続きを進めていく。</p>	廃止・終了
68	奨学金貸付事業	<p>奨学金を必要としている者が貸付を受けられるよう制度周知や収納対策の強化に努めるとともに、教育費の負担軽減、若年層の定住促進を図るため、新たに創設した返還免除型育英修学資金貸付制度について、選考方法の検討・募集など具体的な運用に取り組んでいく。</p>	拡大
69	適応支援教室事業	<p>情緒の安定、生活習慣の改善、集団生活への適応等が図られ、毎年、通級者のうち約7割を越える学校への復帰など成果を上げてきたことから、今後とも適応支援教室における支援を行っていく。</p> <p>また、「まちかどの学校」と「つげの木教室」を統合した新たな適応支援教室の平成28年4月開校に向けて、指導内容・支援体制等について決定していく。</p>	拡大
70	校舎大規模改造事業	<p>校舎、体育館の耐震化完了を優先化しているため、平成27年度までは事業量を縮小し整備を進めているが、平成28年度以降は早急な施設老朽化への対応が必要であることから、適正時期に工事が実施できるよう、公共施設長寿命化計画との調整も含め、事業の進め方について、昨年度実施した劣化診断調査を踏まえて検討していく。</p>	改善
71	教育用パソコン整備事業	<p>これまでに整備したICTの基盤をより効率的、効果的に活用するとともに、ICTを活用した授業により児童生徒の学力向上が図られるよう学校ICT化推進基本計画に基づき新たなICT機器の導入について調査・研究を行う。</p>	改善
72	キャリア教育推進事業	<p>「宮・未来キャリア教育」の推進にあたっては、指導資料を踏まえ、中学2年生の社会体験学習を中核として推進している。引き続き、民間事業所等の協力を得ながら社会体験学習を実施するとともに、今年度は、本市ゆかりの職業人へのインタビュー等を収めたDVDを作成し、働くことの尊さや望ましい勤労観を育てていく。</p>	拡大

No.	事業名称	事業の取組方針	見直し(予定)
73	「小中一貫教育・地域学校園」の推進	すべての児童生徒の学力保障と学校生活適応を目指す「小中一貫教育・地域学校園」について、昨年度、全市実施3年間の実践を検証し、持続可能な制度とするため、取組の改善を行った。今年度は、各地域学校園が裁量を生かしながら、小中一貫教育カリキュラムによる教育活動の充実と地域の教育力を有効に活用した取組を進められるよう支援していく。	改善
74	交通事故防止の推進	児童生徒の交通安全を確保するため、交通安全教室の実施や、交通安全作文の募集、表彰を行うとともに、通学路交通安全のための取組の基本的な進め方をまとめた「通学路交通安全プログラム」に基づき、スクールゾーンの路面表示の実施などの交通安全対策や、合同点検の拡充を図る。	拡大
75	米飯給食(委託加工)事業補助金	自校炊飯・委託炊飯の相違による保護者負担の給食費の差を縮小するため実施している本補助金は、平成27年度に自校炊飯設備の整備が完了する予定であることから、補助金も終了する予定である。	廃止・終了
76	あすなろ青年教室事業交付金	本市では社会教育事業として、成人教育及び青少年教育を実施しているが、当該事業は、青少年教育として30歳以下の中学校特別支援学級等の卒業生を対象に、「あすなろクラブ」の実施委員会と関係各課との連携を図りながら実施している。今後は成人教育事業についても実施していく必要があることから、平成27年度より新たに30歳を超える卒業生を対象として活動している「ひのきクラブ」に対しても、同様の支援を行っていく。	拡大
77	子どもの家・留守家庭児童会事業	平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、受入対象学年の6年生までの拡大や、1クラスあたりの児童数の上限の段階的な引下げなど、新たな基準に対応するとともに、利用児童の良好な生活環境を確保し、各子どもの家等が適切に運営できるよう、事業実施場所や指導員の確保など支援の充実を図る。	拡大
78	子どもの家建設・整備費	平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、見込まれる受入児童数の増加に対応するため、引き続き余裕教室の活用や一時借用を基本に取り組んでいく一方、既存施設等の活用が困難な場合においては、現子どもの家等施設の老朽・狭隘化などの状況を総合的に勘案し、緊急性が高い施設について計画的に新たな施設整備を行う。	拡大
79	文化会館整備事業	施設の老朽化に対応し、継続的かつ安定的にサービスを提供するため、大小ホールの天井耐震化をはじめ、エレベーター設置や女性トイレ増設などのバリアフリー化、館内照明のLED化を含む省エネルギー化など、平成27、28年度の大規模改修工事に適切に取り組むとともに、休館期間中の市民への周知等の	拡大
80	宇都宮伝統文化継承事業	本市の伝統文化の周知、継承及び後継者を育成するため、「宮っ子伝統文化体験教室」や「ふるさと遊び塾」などを開催する。特に「宮っ子伝統文化体験教室」は、今年度より実施校を5校増やし、伝統文化に触れる機会の更なる拡大を図る。また、伝統文化連絡協議会と連携し「伝統文化フェスティバル」など効果的な発表の場の確保に努めるが、昨年度に引続き、「城址まつり」と共同開催し、集客力の向上を図る。	拡大
81	文化財周知啓発事業	市民共有の財産である指定文化財の保存・活用を推進し、市民の宇都宮に対する愛着や歴史認識を高めるため、昨年度に引続き、宇都宮ゆかりの地をめぐるウォークラリーの実施や、小学6年生の修学旅行に際し、宇都宮氏と鎌倉の関係を示すチラシを配布する。さらに今年度から、中学3年生にも宇都宮氏と京都の関係を示すチラシを配布する。 また一学校一文化財保護活動の推進のため、各地域に所在する文化財等の周知啓発を図る。	拡大